

平成18年草加市議会6月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第52号議案 専決処分の承認を求めることについて
- 第53号議案 専決処分の承認を求めることについて
- 第54号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第55号議案 草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第56号議案 草加市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第57号議案 草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第58号議案 埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について
- 第59号議案 埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更について
- 第60号議案 埼玉県市町村消防災害補償組合の解散及び財産処分について
- 第61号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

【報告】

- 第7号報告 専決処分の報告について
- 第8号報告 平成17年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第9号報告 平成17年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10号報告 平成17年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11号報告 平成17年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 第12号報告 平成17年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第13号報告 平成17年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第14号報告 平成17事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
- 第15号報告 平成17年度財団法人草加市みどりの協会事業報告及び決算書の提出について
- 第16号報告 平成17年度財団法人草加市体育協会事業報告書及び収支計算書の提出について
- 第17号報告 平成17年度財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出につ

いて

【請願】

- 請願第 3号 新田西公民館の早期建て替えを求める請願書
- 請願第 4号 聴覚・視覚障害者のサービス利用者負担に関する請願について
- 請願第 5号 上限金利を引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件
- 請願第 6号 高学年児童が安心して充実した放課後を過ごすことのできる施策の実施を求める請願
- 請願第 7号 『「ILO第175号条約」「ILO第111号条約」の早期批准及び「パートタイム労働法」の実効ある改正を求める意見書』に関する請願書
- 請願第 8号 「最低賃金の引き上げを求める意見書」に関する請願書

第52号議案

専決処分の承認を求めることについて（草加市税条例の一部を改正する条例）

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、平成18年3月31日に草加市税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したものについて、議会の承認を得るものです。

2 内容

(1) 市民税

生活保護基準等の改定にかんがみ、個人の市民税について、非課税限度額の改定を行うものです。

ア 個人の市民税均等割に係る非課税限度額の改定

[合計所得金額]	[加算額]
$315,000円 \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 198,000円$	
	ã
	<u>189,000円</u>

加算額は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算します。

イ 個人の市民税所得割に係る非課税限度額の改定

[合計所得金額]	[加算額]
$350,000円 \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 350,000円$	
	ã
	<u>320,000円</u>

加算額は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算します。

(2) 固定資産税・都市計画税

ア 土地に係る負担調整措置

平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 + 表ウにより求めた額

小規模住宅用地及び一般住宅用地の平成18年度課税標準額が平成18年度評価額の80%を上回る場合は80%相当額となります。

非住宅用地の平成18年度課税標準額が平成18年度評価額の60%を上回る場合は60%相当額となります。

区分	小規模住宅用地		一般住宅用地	
	負担水準	負担調整措置	負担水準	負担調整措置
ア	100%以上	本則課税	100%以上	本則課税
イ	80%以上 100%未満	据置	80%以上 100%未満	据置
ウ	80%未満	評価額の1/6×5%	80%未満	評価額の1/3×5%

区分	非住宅用地	
	負担水準	負担調整措置
ア	70%超	評価額の70%まで引下げ
イ	60%以上 70%以下	据置
ウ	60%未満	評価額の5%

本則課税の場合は、住宅用地・市街化区域農地の特例率を乗じた額が課税標準額（特例額）となります。

市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとなります。

都市計画税の表ウの負担調整措置については、小規模住宅用地は評価額の1/3×5%、一般住宅用地は評価額の2/3×5%となります。

イ 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前に建築された家屋を平成18年1月2日以降、現行の耐震基準に適合した改修工事を行った場合、改修工事の時期や対象面積の要件に基づき、平成19年度以降、改修家屋の固定資産税が一定期間減額されます。

◎改修家屋全体に係る固定資産税額の2分の1を減額

耐震改修工事費30万円以上で、減額対象床面積1戸当たり120㎡相当分まで

減額期間：平成18年から21年までの改修 3年間

平成22年から24年までの改修 2年間

平成25年から27年までの改修 1年間

3 施行期日

平成18年4月1日

第53号議案

専決処分の承認を求めることについて（草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、平成18年3月31日に草加市国民健康保険税条例の

一部を改正する条例の制定を専決処分したものについて、議会の承認を得るものです。

2 内容

公的年金等控除の見直しに伴う激変緩和措置として、公的年金等控除適用者について、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円の特別控除を行います。

3 施行期日

平成18年4月1日

第54号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の税率を累進課税から一律の6%に改正、分離課税等に係る個人市民税の税率割合の改正、所得税と住民税における人的控除額の差に基づく負担増の減額措置、損害保険料控除制度の改正及び市たばこ税の税率の改正を行うとともに、条文の所要の整備を行います。

2 内容

(1) 税源移譲に伴う個人市民税の税率構造の改正（平成19年4月1日から）

所得税から住民税へ概ね3兆円規模で行われる税源移譲により、納税者の税負担が変わらないよう所得税と住民税の税率の調整に伴う改正を行います。

ア 個人市民税の税率を、累進課税から一律の6%に改正

市民税の税率については、課税所得に応じて現行で3%、8%、10%と累進化されている税率を、一律の6%に改正します。

現 行		改 正 後
[課税所得]	[標準税率]	[標準税率]
200万円以下の金額	5% (市3%・県2%)	一律 10% (市6%・県4%)
700万円以下の金額	10% (市8%・県2%)	
700万円超の金額	13% (市10%・県3%)	

イ 分離課税等に係る個人市民税の税率割合の改正

分離課税等の税率について、一般分の税率割合である市6：県4にあわせて、それぞれ改正が行われます。

	現 行	改 正 後
1	土地、建物等の長期譲渡所得 市……3.4% 県……1.6%	市…3.0% 県…2.0%
2	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 (ア) 譲渡益2,000万円以下の部分 市……2.7% 県……1.3% (イ) 譲渡益2,000万円超の部分	市…2.4% 県…1.6%

	市……3.4% 県……1.6%	市…3.0% 県…2.0%
3	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得 (ア) 特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分 市……2.7% 県……1.3% (イ) 特別控除後の譲渡益6,000万円超の部分 市……3.4% 県……1.6%	市…2.4% 県…1.6% 市…3.0% 県…2.0%
4	土地、建物等の短期譲渡所得 市……6% 県……3%	市…5.4% 県…3.6%
5	株式等に係る譲渡所得等 市……3.4% 県……1.6%	市…3.0% 県…2.0%
6	上場株式等に係る譲渡所得等 市……2.0% 県……1.0%	市…1.8% 県…1.2%
7	先物取引等に係る雑所得等 市……3.4% 県……1.6%	市…3.0% 県…2.0%

ウ 所得税と住民税における人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

所得税と住民税の税率を変更することにより税源を移譲することに伴い、所得税と住民税で人的控除額に差が生じるため、所得税の税率区分をより細かく設定し、税額調整を行います。なお、この措置を用いても調整ができ得ないケースについては、新たな減額措置を設けます。

(2) 損害保険料控除制度の改正（平成20年1月1日から）

現行の損害保険料控除を地震保険料控除のみを対象とした制度に改め、居住者等の有する居住用家屋、生活用動産の地震保険契約に係る保険料又は掛金の2分の1を控除することとします。（最高25,000円）

ただし、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料は、従前の損害保険料控除を適用するものです。（最高10,000円）

現 行	改 正 後						
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">損害保険料（地震保険料を含む。）</div> 控除限度額 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>長期損害保険 10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短期損害保険 2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>*ただし、最大 10,000円</td> </tr> </table>	{	長期損害保険 10,000円		短期損害保険 2,000円		*ただし、最大 10,000円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地震保険料のみ</div> 控除限度額 25,000円 ※火災保険料、傷害保険料等は廃止 ただし、経過措置あり
{	長期損害保険 10,000円						
	短期損害保険 2,000円						
	*ただし、最大 10,000円						

(3) 市たばこ税の税率改正（平成18年7月1日から）

平成18年7月1日以後に売り渡しが行われる製造たばこについて、市たばこ税にあっては、1,000本につき321円の引き上げを行います。

種 目	現 行	改 正 後
旧3級品 (1,000本につき)	1,412円	1,564円
旧3級品以外 (1,000本につき)	2,977円	3,298円

3 施行期日

(1)の改正 平成19年4月1日

(2)の改正 平成20年1月1日

(3)の改正 平成18年7月1日

第55号議案 草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

診療報酬の算定方法を定める告示の改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

往診料に係る告示の引用条文について、所要の改正を行うものです。

3 施行期日

公布の日

第56号議案 草加市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

放置自転車の資源としての有効活用を図るため、撤去、保管した自転車の売却等の措置について定めるとともに、ガードレールその他の工作物にチェーン等によりつながれている放置自転車に対して適正な措置を講じることができるようにするため、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) ガードレールその他工作物にチェーン等によりつながれている放置自転車について、チェーン等を切断して撤去することを明確化し、市がそのチェーン等の補償の責めを負わないことについて定めます。

(2) 撤去、保管した引取りがない放置自転車について、売却する旨を告示した日から起算して1か月経過した自転車について売却する規定を追加します。なお、自転車の利用者等が保管を告示した日から起算して6か月以内に返還を求めてきた場合は、その売却代金を支払うとともに、撤去料を徴収します。

3 施行期日

(1)の改正 公布の日

(2)の改正 平成18年10月1日

第57号議案 草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

診療報酬の算定方法を定める告示等の改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

選定療養の初診料及び診療費に係る告示の引用条文について、所要の改正を行うものです。

3 施行期日

公布の日

第58号議案 埼玉县市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について

第59号議案 埼玉县市町村消防災害補償組合の規約変更について

第60号議案 埼玉县市町村消防災害補償組合の解散及び財産処分について

事務処理の効率化を図る観点から、平成18年9月30日をもって埼玉县市町村消防災害補償組合及び埼玉县市町村交通災害共済組合が解散することに伴い、従来両組合で共同処理していた事務を埼玉县市町村職員退職手当組合で共同処理するため、埼玉县市町村職員退職手当組合の共同処理する事務を変更し、同組合規約の全部を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

第61号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員田中幸雄氏は、平成18年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第 7 号報告 専決処分の報告について

草加市八幡町 6 0 7 番 5 地先のごみ集積所で廃棄物資源課所属の職員がごみ収集のため
じんかい
塵芥車のドアを開けた際、ドアが後方から来た軽自動車と接触し、軽自動車に損害を与え
たことに対する損害賠償の報告です。

第 8 号報告 平成 1 7 年度一般会計継続費繰越計算書の報告について

第 9 号報告 平成 1 7 年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 1 0 号報告 平成 1 7 年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

第 1 1 号報告 平成 1 7 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計継続費
繰越計算書の報告について

第 1 2 号報告 平成 1 7 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計繰越明
許費繰越計算書の報告について

第 1 3 号報告 平成 1 7 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計事故繰
越し繰越計算書の報告について

平成 1 7 年度一般会計及び特別会計の継続費等の繰越計算書の報告です。

第 1 4 号報告 平成 1 7 事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書
の提出について

第 1 5 号報告 平成 1 7 年度財団法人草加市みどりの協会事業報告及び決算書の提出
について

第 1 6 号報告 平成 1 7 年度財団法人草加市体育協会事業報告書及び収支計算書の提
出について

第 1 7 号報告 平成 1 7 年度財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出に
ついて

市の出資団体の平成 1 7 年度における事業報告等の報告です。